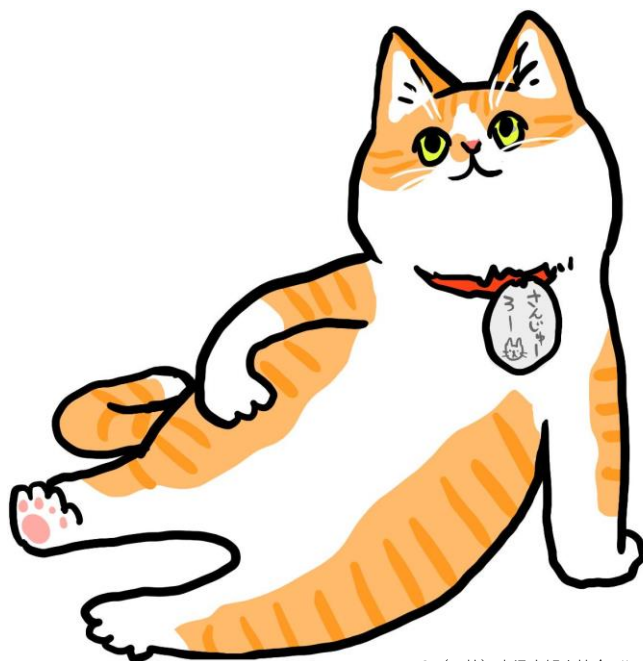


第4次高梁市子ども読書活動推進基本計画

～高梁わくわく読書プラン～



© (一社) 高梁市観光協会 illust by くまみね

令和3年3月

高梁市教育委員会

目 次

1	はじめに	1
	(1) 計画の意義と経緯	
	(2) 計画の位置づけ	
	(3) 計画の目標	
	(4) 策定期間	
	(5) 計画の対象	
	(6) 定義	
2	子どもの読書活動の推進方策	
	(1) 子どもの読書活動の推進体制等の整備	4
	① 第3次計画の現状と課題	
	② 第4次計画の目標	
	③ 第4次計画の施策	
	(2) 図書館等における取組	5
	① 第3次計画の現状と課題	
	② 第4次計画の目標	
	③ 第4次計画の施策	
	(3) 家庭における取組	8
	① 第3次計画の現状と課題	
	② 第4次計画の目標	
	③ 第4次計画の施策	
	(4) 学校園における取組	11
	① 第3次計画の現状と課題	
	② 第4次計画の目標	
	③ 第4次計画の施策	
	(5) 普及啓発活動	17
	① 第3次計画の現状と課題	
	② 第4次計画の目標	
	③ 第4次計画の施策	
3	参考資料	
	(1) 子どもの読書活動の推進に関する法律	18
	(2) 文字・活字文化振興法	21
	(3) 第4次岡山県子ども読書活動推進計画（概要）	24
	(4) 高梁市子ども読書活動推進基本計画策定委員会設置要綱	26
	(5) 高梁市子ども読書活動推進基本計画策定委員会委員名簿	28

1 はじめに

(1) 計画の意義と経緯

子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、他者への理解を深めながら人生をより良く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。

子どもの読書活動に対する意識の高まりから、平成13年12月に子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）が成立しました。同法は、子どもが自主的に読書活動を行うことができる環境整備を目的とし、国は「子ども読書活動推進基本計画」を策定すること、都道府県及び市町村は「子ども読書活動推進計画」の策定に努めることとしています。

本市においては、平成18年5月に「高梁市子ども読書活動推進基本計画～高梁わくわく読書プラン～」(第1次計画)の策定、平成23年3月に第2次計画の策定、平成28年3月に第3次計画を定めました。第3次計画期間中にあっては、学校図書館法（昭和28年法律第185号）の改正、学習指導要領の改定等、子どもの読書活動に関連する法制上の整備がなされるとともに、情報通信手段の普及・多様化など子どもの読書活動を取り巻く社会全体の変化が見られました。

本市においても、高梁市図書館の開館、成羽図書館の成羽複合施設内への移転など、子どもの読書活動を取り巻く環境は大きく変わる中、子どもの読書活動の積極的な推進に取り組んできました。こうした社会的背景の変化や、第3次計画期間における現状と課題を踏まえ、さらに子どもの読書活動を推進する必要があることから、「第4次高梁市子ども読書活動推進基本計画～高梁わくわく読書プラン～」の策定にいたりました。

(2) 計画の位置づけ

子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第2項の規定に基づき、国の「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」及び岡山県の「第4次岡山県子ども読書活動推進計画～おかやまどんどん読書プラン～」を踏まえて策定します。

また、市政全般における「高梁市総合計画・前期基本計画」を最上位計画とし、「高梁市教育大綱」¹及び「第3次高梁市教育振興基本計画」²を上位計画として策定します。

¹ 高梁市総合計画・前期基本計画に示す教育分野の施策をより具体化するために定めた指針。

² 「高梁市教育大綱」を指針として策定する教育行政における総合計画。

(3) 計画の目標

①総合目標

「主体的な読書活動を通じて心豊かな子どもを育みます」

第3次高梁市教育振興基本計画に定められた基本目標「大志を抱き未来を拓く人づくり」を踏まえ、本市の子どもが、読書活動に魅力を感じながら主体的に取り組む環境づくりを進めます。

②総合目標指標

「不読率の減少」

第3次計画では計画の達成度を示す数値目標が定められていなかったことを受け、子どもの不読率の減少を総合的な目標と位置付けます。この不読率とは、1カ月間で1冊も本を読まなかった子どもの割合と定義し、子どもの読書活動の習慣化を測るための有効な数値であるとしします。

- ・「紙の本」を1カ月で1冊も読まなかった子どもの割合

	現状値	目標（第4次）
小学校3年生	3%	0%
小学校6年生	3%	0%
中学校2年生	31%	0%
高等学校2年生	46%	0%

- ・「紙の本」、「紙のまんが・雑誌」、「電子書籍（小説・まんが・雑誌など）」を1カ月で1冊も読まなかった子どもの割合

	現状値	目標（第4次）
小学校3年生	2%	0%
小学校6年生	1%	0%
中学校2年生	11%	0%
高等学校2年生	15%	0%

(4) 策定期間

令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

(5) 計画の対象

子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第2条の規定に基づき、本計画の対象者は、子ども（おおむね18歳以下の者）とします。

(6) 定義

本計画では、次のとおり定義します。

「読書」とは、本や資料を読むことをいいます。調べるために読むことやスマートフォン等の情報機器の情報を読むことを含みます。

「読書活動」とは、個人の目標を定めた読書や、読みたい本を探して入手すること、親子で本を読むこと、読み聞かせ³やお話会⁴など読書の内容を豊かにするための様々な活動をいいます。

「図書館等」とは、「図書館」と「公民館図書室」のことをいいます。

「図書館」とは、高梁市図書館（旧高梁中央図書館）のことをいいます。

「公民館図書室」とは、有漢公民館図書室、成羽公民館図書室（旧成羽図書館）、川上公民館図書室、備中公民館図書室のことをいいます。

「学校園」とは、高梁市立幼稚園・保育園⁵・認定こども園・小学校・中学校・高等学校⁶をいいます。「園」とは、高梁市立幼稚園・保育園・認定こども園のことをいい、「学校」とは、高梁市立小学校・中学校・高等学校のことをいいます。

³ 本を読んで聞かせること。

⁴ 子どもたちを集めておはなし（物語を覚えて語ること）を聞かせる集まりのこと。

⁵ 市内の私立保育園を含む。

⁶ 市内の県立・私立高等学校を含む。

2 子どもの読書活動の推進方策

(1) 子どもの読書活動の推進体制等の整備

① 第3次計画の現状と課題

図書館を中心とした連携を図ってきましたが、子どもの読書活動に関わる全ての者が横断的に連携するまでには至っていません。

また、計画自体の課題としては、計画の認知度が低いこと、推進状況の点検・評価方法が不明瞭なことが挙げられます。

② 第4次計画の目標

子どもの読書活動に関わる全ての者（市・図書館・家庭・学校園・地域・民間団体等）が横断的に連携し、各種取組の充実と促進を図ります。

また、子どもの読書活動に関する協議の場を設け、計画の周知、及び推進状況の点検・評価方法など、計画の適切な活用を検討します。

③ 第4次計画の施策

ア) 高梁市立図書館協議会の活用

- ・協議会は、子どもの読書活動に関わる全ての者が横断的に連携するための体制づくりを行うとともに、各種取組の総合的な支援・推進に努めます。
- ・協議会は、計画の周知、及び推進状況の点検・評価方法など、計画の適切な活用を検討します。
- ・高梁市教育委員会事務局社会教育課は、協議会の事務局として協議会の取組を支援するとともに、関係各課との連携を図ります。

(2) 図書館等における取組

① 第3次計画の現状と課題

図書館は、誰もが気軽に立ち寄り、本に親しむことができる生涯学習の拠点として、図書館資料やサービスの充実、イベントの開催回数の増加などに努めた結果、利用が増大しました。また、移動図書館の運行回数・停車箇所の拡充により、図書館から遠い地域に住む子ども等、より多くの子どもに読書の機会を提供することができました。

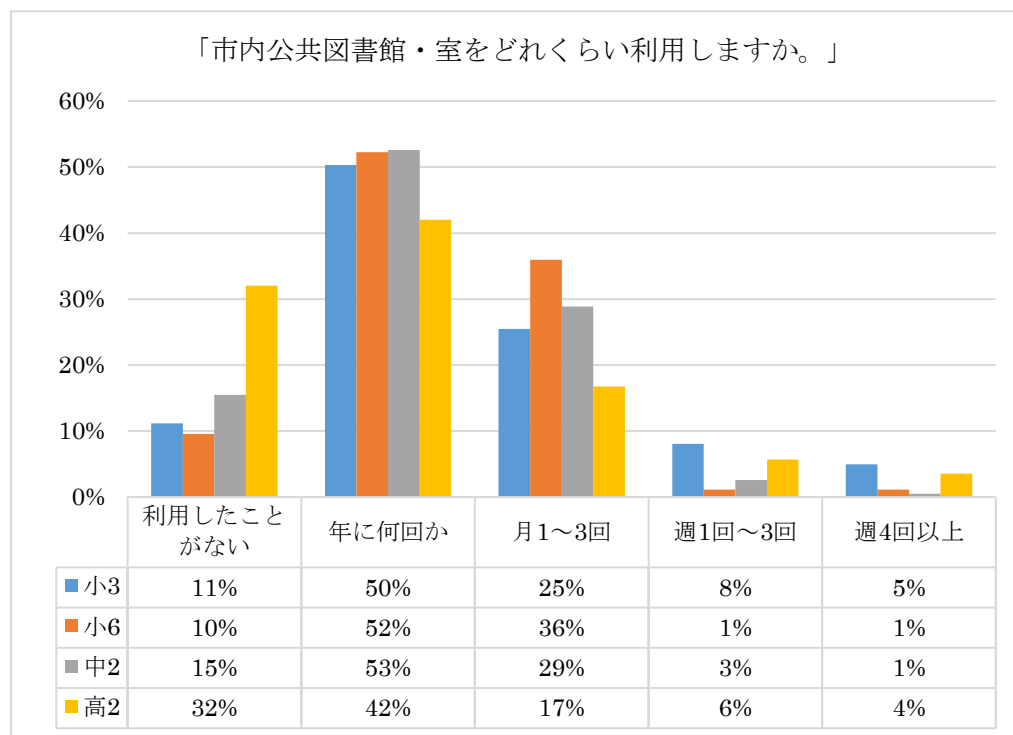
一方で、図書館等を「利用したことがない」と回答した子ども割合は、いずれの学年においても1割以上となっています。また、公民館図書室の利用が減少傾向にあること、とりわけ中・高校生の貸出が減少傾向にあることが課題として挙げられます。

■図表1 図書館等利用統計

	児童図書 貸出冊数 (冊)		0歳～12歳 貸出者数 (人)		15歳～18歳 貸出者数 (人)	
	H27	R1	H27	R1	H27	R1
高梁市図書館 (旧高梁中央図書館)	24,680	69,770	1,830	5,303	415	1,341
移動図書館	21,722	20,600	643	2,765	0	1
有漢公民館図書室	8,047	3,907	258	404	125	33
成羽公民館図書室 (旧成羽図書館)	13,130	4,444	390	233	129	84
川上公民館図書室	1,427	267	82	9	9	0
備中公民館図書室	172	300	11	1	0	0
計	69,178	99,288	3,214	8,715	678	1,469

	児童図書 蔵書冊数 (冊)		実施事業 件数 (件)	
	H27	R1	H27	R1
高梁市図書館 (旧高梁中央図書館)	34,361	49,232	88	282
有漢公民館図書室	5,109	5,724	-	-
成羽公民館図書室 (旧成羽図書館)	9,791	10,052	-	-
川上公民館図書室	2,824	2,843	-	-
備中公民館図書室	498	797	-	-
計	52,583	68,648	-	-

■図表 2



子ども読書活動アンケート

対 象：高梁市立小学校3・6年生、高梁市立中学校2年生、高梁市内高等学校2年生

実施期間：令和2年9月17日～令和3年1月18日

回 答 数：小学校3年生163名・小学校6年生178名・中学校2年生194名・

高等学校2年生282名

② 第4次計画の目標

図書館は、市民の生涯学習を支える施設として、図書館サービスの充実に努めます。とりわけ、子どもが読書の喜びを味わい、その魅力を発見できるよう、関係機関と協力しながら、子どもと本とのかけ橋となるような取組を進めます。

公民館図書室は、身近な読書活動を行う施設としての機能を充実させ、図書館などの関係機関と協力しながら、読書活動の推進に取り組みます。

③ 第4次計画の施策

ア) 図書館資料、サービス、施設等の整備・充実

- ・図書館等は、子どもたちの読書要求や、地域の実情に沿った十分な量の蔵書を整備します。
- ・図書館等は、関係機関との連携を図りながら、市の歴史を知るための郷土史料等の収集、保存や提供を積極的に行います。
- ・図書館等は、図書館を中心としたネットワークを活用し、全市に対するサービス網を構築します。

- ・図書館は、市内全域へのサービス向上のため、移動図書館の充実に努めます。
- ・図書館は、特別な支援を必要とする子どもに配慮し、県立図書館との連携を深め、図書資料の充実を図ります。
- ・図書館は、子どもたちそれぞれにとって、居心地の良い空間を実現します。

イ) 子どもや保護者を対象とした取組の活性化

- ・図書館等は、ボランティアとの連携を図りながら、読み聞かせやお話会を開催します。
- ・図書館は、来館動機につながるイベント、ワークショップや図書館資料の展示等などを実施します。特に、中・高校生が気軽に足を運びたくなるよう、取り組みます。
- ・公民館図書室は、幅広い住民等の参画による地域学校協働活動⁷などにおいて、子どもが読書に親しむ取組を行います。
- ・図書館等は、利用促進、情報提供のための広報活動を積極的に行います。

ウ) 学校園・公民館・ボランティア・市外の図書館等の関係機関・団体との連携強化

- ・図書館は、ボランティアに活動の場を提供するとともに、資質向上を図るための研修を実施します。
- ・図書館は、学校園その他施設・団体等と連携し、図書館に親しむきっかけとなるイベント、ワークショップや資料の展示などを実施します。
- ・図書館は、学校園その他施設・団体等の読書活動を支援する事業や、団体向け貸出・配本を実施します。また、学校図書館等への研修会・出前講座等の要請に対応します。
- ・図書館は、小・中学生の職場体験、高等学校のインターシップ、図書館見学、実習等について、可能な限り受け入れます。
- ・図書館は、地域の核となる図書館として、市外の図書館等とのネットワークにより、市内全域にサービスできる機能の充実を図ります。

エ) 図書館職員の資質向上

- ・図書館は、職員の資質及び業務の水準の向上を目的とした研修を計画的に実施します。また、県立図書館などが実施する研修にも積極的に参加します。

⁷ 地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動。

(3) 家庭における取組

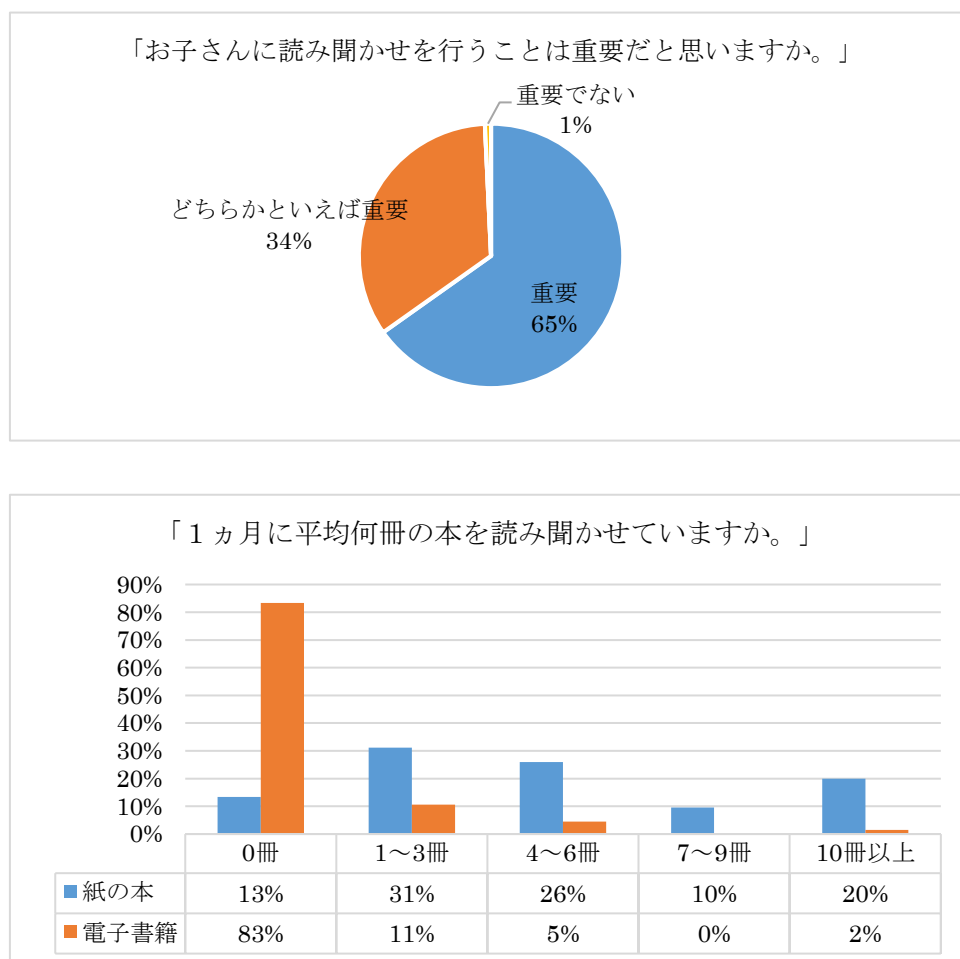
① 第3次計画の現状と課題

保護者の読書に対する理解が深まるよう、学校園から保護者に対する啓発活動の実施、図書館主催事業の強化を行いました。また、本に親しむ機会を提供するため、ブックスタート事業⁸及びセカンドブック事業⁹の継続に加え、サードブック事業¹⁰を開始しました。

しかし、「図書館等を利用したことがない」保護者の存在や、読み聞かせの重要性を認識しているが家庭での読み聞かせを「している人」と「していない人」の差があることが課題としてあげられます。また、保護者の中には、「どのような本を選んでいいかわからない」といった意見があり、このような保護者に対する適切な支援が必要です。

また、情報化社会の進展により、家庭で子どもがスマートフォン等の情報機器と接する時間が成長と共に増加し、読書のあり方も多様化しています。そのため、情報機器との付き合い方について、家族での話し合いやルール作りに一層取り組むための支援も求められます。

■図表 3

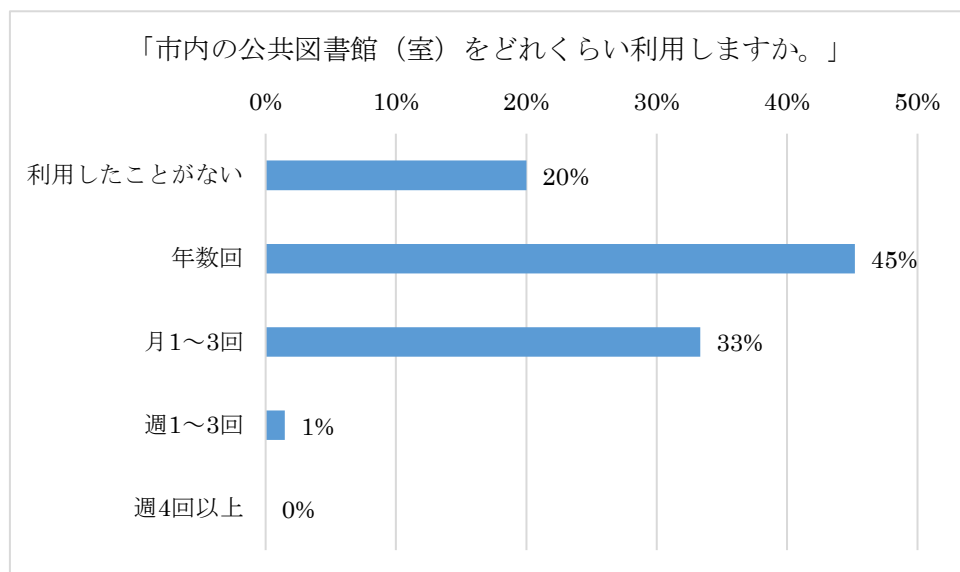


⁸ 4 か月健診の会場で乳幼児と保護者を対象に、読み聞かせボランティアにより、絵本2冊と赤ちゃん絵本を楽しむ体験を提供する市主催事業。

⁹ 小学校入学を機に本に親しむ機会をつくり、子どもたちの読書に対する意欲関心を高め、読書好きの子どもを育てることをねらいとし、各自が選んだ本1冊を贈呈する市主催事業。

¹⁰ 小学校卒業を機に本に親しむ機会をつくり、子どもたちの読書に対する意欲関心を高め、読書好きの子どもを育てることをねらいとし、各自が選んだ本1冊を贈呈する市主催事業。

■図表 3



子ども読書活動アンケート

対 象：高梁市内幼稚園・保育園・こども園の年長クラス保護者

実施期間：令和2年9月17日～令和3年1月18日

回 答 数：136人

■図表 4 「自分専用のスマホ・携帯を持っている」と回答した割合

	小学生	中学生	高校生
H27	30.3%	48.6%	97.4%
R1	37.0%	64.1%	98.7%

岡山県教育庁義務教育課生徒指導推進室（2016）．「平成27年度スマートフォン等の利用に関する実態調査の結果について」，『岡山県ホームページ』．

<<https://www.pref.okayama.jp/site/16/611524.html>>

岡山県教育庁義務教育課生徒指導推進室（2019）．「令和元年度スマートフォン等の利用に関する実態調査の結果について」，『岡山県ホームページ』．

<<https://www.pref.okayama.jp/site/16/611524.html>>

② 第4次計画の目標

家庭においては、さまざまな体験を通じてイメージや言葉を豊かにしながら、読み聞かせをしたり、子どもと一緒に本を読んだり、図書館等に出向いたりするなど、工夫して子どもが読書に親しむきっかけを作ることが重要です。

家庭における読書活動が進むよう、市、学校園、図書館、地域、民間団体等の関係機関が連携し、必要な支援を行います。

③ 第4次計画の施策

ア) 家庭での読書の習慣づけの重要性の理解促進

- ・学校園は、市が行う家庭教育支援講座等を活用し、乳幼児期

から読み聞かせを行うことや、読書の習慣が身に付くように環境を整えることの重要性についての理解を促します。

- ・市及び学校園は、子どもの生活リズム及びメディアリテラシー¹¹の向上を目的として、スマホサミット¹²の開催、情報機器の適切な接し方を学ぶ取組や家読¹³（うちどく）を推進します。
- ・市及び学校園は、学校運営協議会¹⁴、P T A¹⁵活動などの保護者や幅広い地域住民が集まる場において、子どもの読書活動に関する協議の場を設けることを促します。
- ・図書館は、子どもの発達段階に応じた図書館資料の展示や行事を積極的に開催し、保護者の理解が深まるように情報発信をします。
- ・学校園は、ボランティアグループ等と連携し、子どもだけではなく保護者にも本に触れる機会を提供し、読書への理解を促します。
- ・市、園及び図書館等は、幼児期から図書館等に親しんでもらえるように、親子で図書館等を見学する機会を設けるよう努めます。

イ） 家庭での読書活動への支援

- ・市は、ブックスタート事業の充実を図り、読書のきっかけづくりをします。
- ・市は、ブックスタート事業のフォローアップ事業として行うセカンド・サードブック事業の充実を図り、子どもが読書に親しむ機会を拡げます。
- ・市は、幅広い住民等の参画による地域学校協働活動や、保護者の協力によるP T A活動などを通じ、地域ぐるみで子どもが読書に親しむ取組を進めるよう促します。

¹¹ インターネットやテレビ、新聞などのメディアを使いこなし、メディアの伝える情報を理解する能力。また、メディアからの情報を見きわめる能力。

¹² 子ども自身がスマートフォンやインターネットの使い方について考え、主体的にルール作りなどを行う活動。本市では隔年で実施。

¹³ 家庭読書の略語で、家族みんなで読書活動をすることで家族のコミュニケーションを深めることを目的とした読書運動。方法は、子どもを中心に家族みんなで同じ本を読み、読んだ本の感想を話合う。

¹⁴ 教育委員会が指定する学校ごとに、当該学校の運営に関して協議するために置かれる機関。

¹⁵ 児童・生徒の保護者と、学校の教員が協力して、教育効果の向上を図ることを目的とする学校単位の組織。

(4) 学校園における取組

① 第3次計画の現状と課題

<園>

全ての園において、読み聞かせやお話会など、さまざまな読書活動が実施されるとともに、図書館等との連携が進みました。また、多くの園において、乳幼児が絵本や物語に親しむ機会を確保する観点から、図書の充実が図られました。

しかしながら、園によっては図書コーナーが狭く図書が少ないなど、全ての園において十分な読書環境が整っているとは言えないことが課題として挙げられます。

■ 図表 5

	H21	R1
1 園あたりの平均蔵書数	847 冊	1,208 冊
読み聞かせ等の読書活動実施状況	12/13 園	15/15 園
図書館等との連携状況	7/13 園	12/15 園

幼稚園・保育園・認定こども園における子ども読書活動推進状況調査

対 象：市内幼稚園・保育園・こども園（休園中の園は除く）

実施期間：令和2年11月17日～令和3年1月18日

<学校>

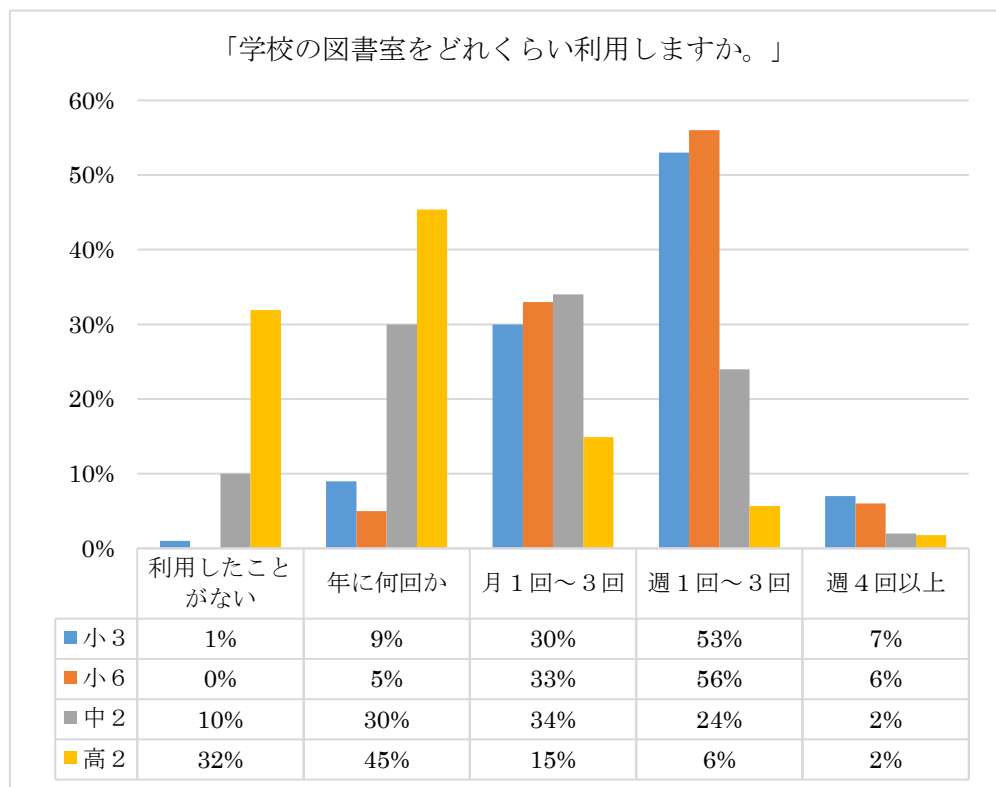
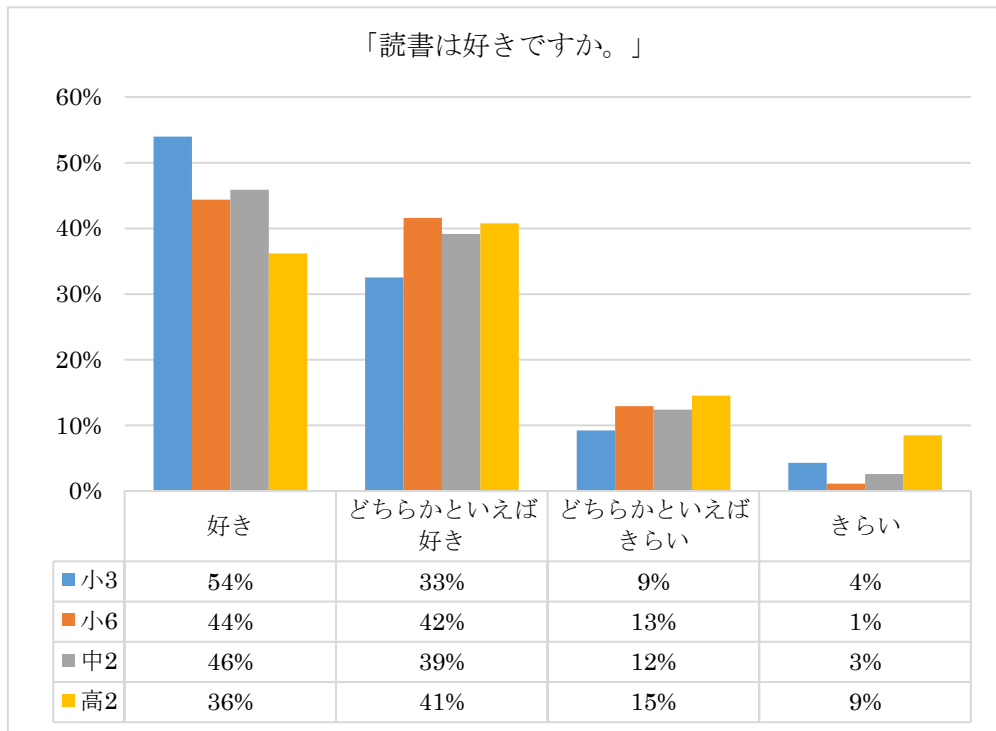
学校図書館図書標準¹⁶に基づき、学校図書館の環境整備を進めた結果、全ての小学校において学校図書館図書標準を達成することができました。さらに、図書館等との連携が進み、全ての小・中学校において、児童・生徒が多様な資料に触れる機会が増えました。また、読書が「好き」、「どちらかといえば好き」と答えた児童生徒の割合は、いずれの学年においても70%以上となっています。

一方で、学校図書館を利用したことがないと回答した生徒の割合は、中学校2年生で10%、高等学校2年生で32%となっています。加えて、先述した不読率及び1日の平均読書時間からも、学年が上がるにつれて、読書との関わりが減少していくことや、読書の在り方が多様化していくことが窺えます。

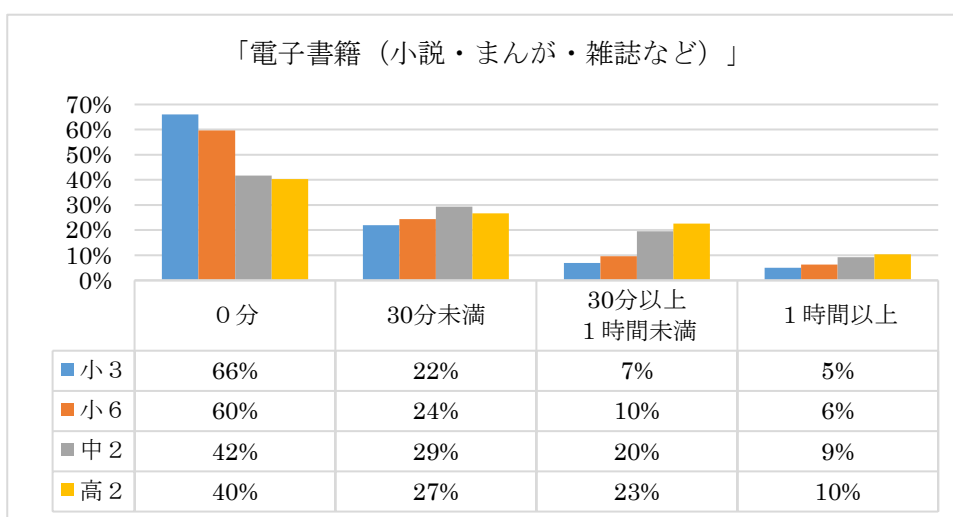
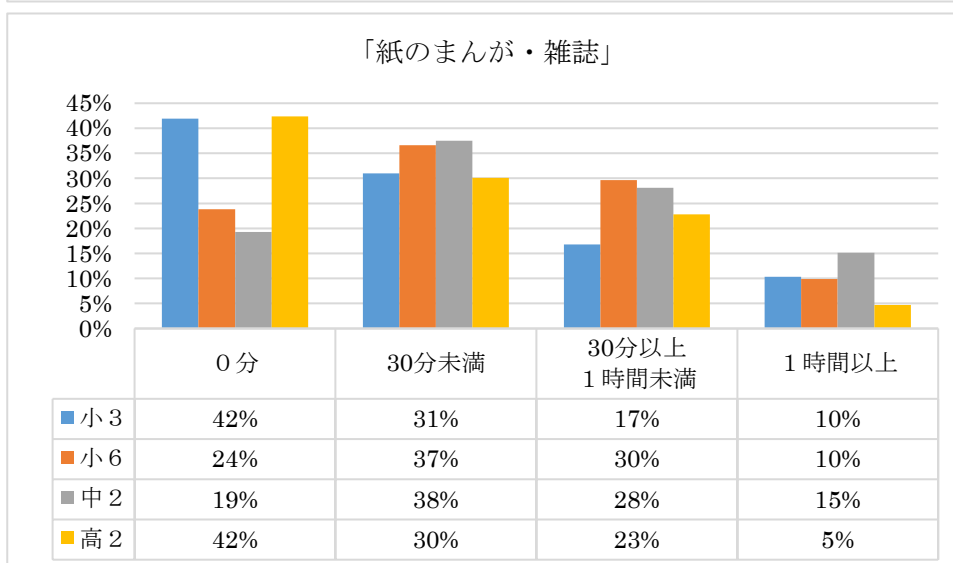
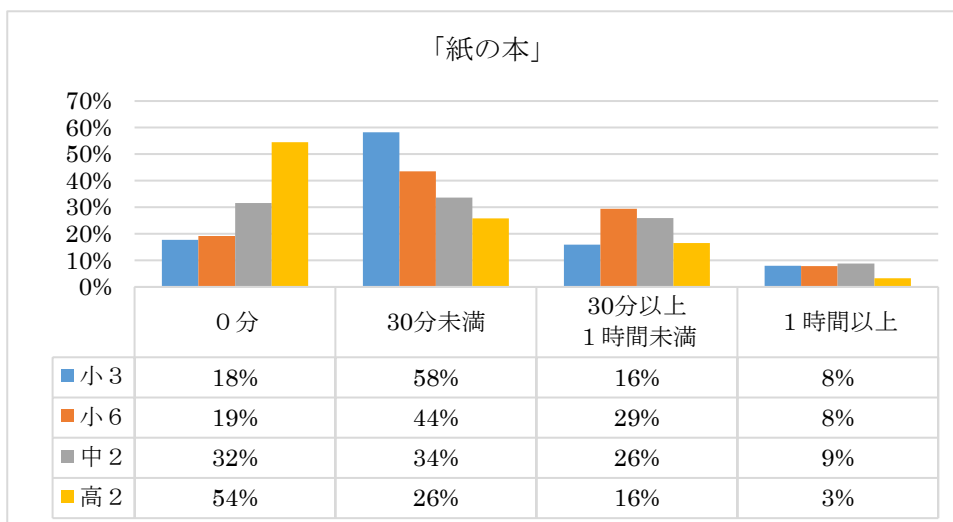
また、環境整備の観点からみると、学校図書館図書標準未達成の中学校があること、図書館等と未連携の高等学校があることや、学校図書館全体計画未策定の学校があることが課題として挙げられます。

¹⁶ 公立義務教育学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として、文部科学省が平成5年3月に定めたもの。

■ 図表 6



■ 図表 6 1 日の平均読書時間



子ども読書活動アンケート

対 象：高梁市立小学校 3・6 年生、高梁市立中学校 2 年生、高梁市内高等学校 2 年生

実施期間：令和 2 年 9 月 17 日～令和 3 年 1 月 18 日

回 答 数：小学校 3 年生 163 名・小学校 6 年生 178 名・中学校 2 年生 194 名・

高等学校 2 年生 282 名

■ 図表 7

評価指標の項目		H27	R1
学校図書館図書標準の達成状況	市立小学校	67%	100%
	市立中学校	71%	67%
公共図書館との連携	市立小学校	87%	100%
	市立中学校	71%	100%
	市内高等学校	－	40%
学校図書館全体計画策定の状況	市立小学校	87%	87%
	市立中学校	71%	50%
	市内高等学校	－	40%

「平成 28 年度学校図書館の現状に関する調査」

「令和元年度学校図書館の現状に関する調査」

② 第 4 次計画の目標

<園>

幼稚園教育要領、保育所保育指針や幼保連携型認定こども園教育保育要領に基づき、様々な体験を通じてイメージや言葉を豊かにしながら、絵本や物語に親しむ活動を積極的に行います。

<学校>

全ての児童生徒が自由に読書を楽しみ、生涯にわたる読書習慣を身に付け、読書の幅を広げていくことができるよう、適切な支援を行うとともにそのための環境を整備します。

③ 第 4 次計画の施策

<園>

ア) 絵本や物語に親しむ活動の充実と環境の整備

- ・園は、乳幼児期に読書の楽しさを知ることができるよう、絵本や物語等に親しむ活動を積極的に行います。
- ・市及び園は、就学前教育研修部会、園長会や図書館などの関係機関との連携を図りながら、教職員及び保育士等の読書に対する理解を深める研修や取組を行います。
- ・園は、市が行う図書読み聞かせ事業を活用し、ボランティアと連携しながら、読み聞かせやお話会等を行います。
- ・園は、保護者やボランティア等と連携・協力するなどして、読書環境の整備を図ります。
- ・図書館は、園のニーズに応じた配本や団体貸出を行います。その他、子どもの読書活動の機会の充実に向けた情報交換や相談等に対応します。

<学校>

ア) 学習指導要領を踏まえた読書活動の推進

- ・学校は、言語活動を充実するとともに、学校図書館を積極的に利用し、その機能の活用を図り、児童生徒の自主的、自発的な読書活動が充実するよう促します。

イ) 読書習慣の形成、読書機会の確保

- ・学校は、実情に応じ、児童生徒の読書に対する興味関心を喚起し、読書習慣を確立する取組を行います。

【例】・一斉読書の内容の充実

- ・推薦図書コーナーの設置
- ・ボランティアグループ等による読み聞かせ
- ・児童生徒が相互に図書を紹介し、様々な分野の図書に触れる活動
- ・書評合戦（ビブリオバトル）¹⁷
- ・児童生徒が園児に読み聞かせを行う活動

ウ) 特別な支援を必要とする児童生徒や外国語を母語とする児童生徒への配慮

- ・学校は、すべての児童生徒が豊かな読書活動を行うことができるよう、県立図書館の行う団体貸出等を活用し、学校図書館資料の充実を図ります。

エ) 学校図書館資料の整備・充実

- ・市及び学校は、全小・中学校における学校図書館図書標準達成を目指し、図書の計画的な整備と充実を図り、学校図書館の環境を整備します。
- ・図書館は、学校園その他施設・団体に対する貸出、ニーズに応じた配本、移動図書館の巡回を実施します。また、学校図書館等への研修会・出前講座等の要請に対応できるようにします。
- ・学校は、学校図書館の利活用に関する基本的な方針を示す学校図書館全体計画を策定します。

オ) 情報化の推進

- ・市は、G I G Aスクール構想¹⁸により、児童生徒1人1台端末や、I C T¹⁹を効果的に活用した学習活動の充実など、学校I C T環境の整備を進めます。こういった状況を踏まえ、電子書籍の活用も含めた学校図書館の在り方について

¹⁷ 発表者が読んで面白いと思った本を1人5分程度で紹介し、その発表に関する意見交換を2～3分程度行う。全ての発表が終了した後に、どの本が一番読みたくなったかを参加者の多数決で選ぶ活動。ゲーム感覚で楽しみながら本に関心を持つことができるとされている。

¹⁸ 1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたちを誰一人残すことなく公平に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育I C T環境を実現する文部科学省の取組。

¹⁹ 情報通信技術。

て、国や県の動向を注視しながら検討します。

カ) 司書教諭・学校司書等の人的配置促進

- ・市及び学校は、常に学校図書館に司書がいる環境を目指し、学校司書の兼務校の削減を図り、司書教諭の適正な配置に努めます。

(5) 普及啓発活動

① 第3次計画の現状と課題

子ども読書の日²⁰は、子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために定められています。これを踏まえて、市はその趣旨にふさわしい事業をするよう、努めなければならないとされています。

第3次計画期間中、様々な取組が行われたことは、ここまでみてきたとおりです。しかし、子ども読書の日を中心とした特別な取組については不十分だということや、更なる普及啓発活動が必要なことが課題として挙げられます。

② 第4次計画の目標

子どもの読書活動の意義や大切さについて、理解を深めてもらえるような普及啓発活動に努めます。

③ 第4次計画の施策

ア) 子ども読書の日を中心とした普及啓発の推進

- ・図書館は、子ども読書の日、こども読書週間²¹、文字活字文化の日²²、読書週間²³の趣旨にふさわしい事業の展開に努めます。
- ・学校園は、子ども読書の日、こども読書週間、文字活字文化の日、読書週間にあわせて、図書館や民間団体等との連携を図りながら、読み聞かせの実施や家読（うちどく）の推進など、その趣旨にふさわしい取組の実施に努めます。

イ) 各種情報の収集・提供

- ・市、図書館、学校園、民間団体など、子どもの読書活動に関わる全ての機関は、相互協力し、情報収集・提供に努めます。
- ・市及び図書館等は、ホームページ、広報誌、ケーブルテレビ等を通じて、情報の提供に努めます。

ウ) 優れた取組の奨励

- ・市は、特色ある優れた実践を行っている学校園や民間団体などの把握に努め、国や県、市などの既存の表彰制度により表彰し、その取組を奨励することで読書活動を促進します。

²⁰ 子ども読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第10条2項により、4月23日を子ども読書の日とし、国及び地方公共団体に対し、子ども読書の日にふさわしい事業を実施するよう求めている。

²¹ 「子ども読書の日」かつ「世界本の日」（ユネスコ制定）である4月23日から、5月12日までをいい、公益社団法人読書推進運動協議会主催の全国的年中行事。

²² 文字・活字文化振興法（平成17年法律第91号）第11条2項により、10月27日を文字・活字文化の日とし、国及び地方公共団体に対し、文字・活字文化の日にふさわしい事業を実施するよう求めている。

²³ 「文字・活字文化の日」である10月27日から11月9日までをいい、公益社団法人読書推進運動協議会主催の全国的年中行事。

3 参考資料

(1) 子どもの読書活動の推進に関する法律

[平成 13 年 12 月 12 日 法律第 154 号]

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等の連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施

されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

「衆議院文部科学委員会における付帯決議」

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

(2) 文字・活字文化振興法

[平成 17 年 7 月 29 日 法律第 91 号]

(目的)

第一条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

(基本理念)

- 第三条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。
- 2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。
- 3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵養に十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係機関等との連携強化)

第六条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(地域における文字・活字文化の振興)

第七条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵養)

第八条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第九条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

第十条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第十一条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。

3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第十二条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

(3) 第4次岡山県子ども読書活動推進計画（概要版）

第4次岡山県子ども読書活動推進計画について〈概要版〉

1 計画策定の経緯

- 「子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13(2001)年）」に基づき岡山県が策定（平成15(2003)年）
- 現在の計画は、平成25(2013)年から概ね5年間としており、国の第四次計画改訂を受け、新たに平成31(2019)年度から概ね5年間の第4次計画を策定する

2 第3次計画の取組と成果、課題、情勢の変化

(1) 第3次計画の取組と成果

①学校等における子どもの読書活動推進	・一斉読書の推進 ・ボランティアの活用による読み聞かせ等の充実 ・公共図書館との連携による本や司書の支援の増加 ・読書が好きな児童生徒が全国と比べて多い
②家庭教育への支援及び子どもの読書活動を支える人材の育成・協働	・セカンドブック実施の市町村が増加 ・県内の読書グループ数の増加 ・ボランティア活動を行う延べ人数の増加 ・児童個人貸出数の増加
③県立図書館の機能を生かした子どもの読書活動推進	・高等学校等における学校セット図書の利用拡大 ・小・中・中等・高・特別支援学校への協力貸出しの利用拡大 ・市町村立図書館の司書等への研修の機会の拡大

(2) 課題

- 不読率は、中長期的には改善傾向にあるが、依然として中・高校生の不読率が高い。

評価指標の項目		H22(2010)	H27(2015)	目標(第3次)
不読率（1か月の読書数が0冊）	小学校	12.8%	5.9%	6.4%
	中学校	27.6%	17.2%	13.8%
	高等学校	36.3%	29.9%	18.2%

（岡山県 青少年の意識等に関する調査報告書）

- 市町村の子ども読書活動推進計画策定及び見直しが十分でない。

評価指標の項目	H24(2012)	H29(2017)	目標(第3次)
子ども読書活動推進計画策定状況 (策定数/市町村)	16/27	18/27	27/27

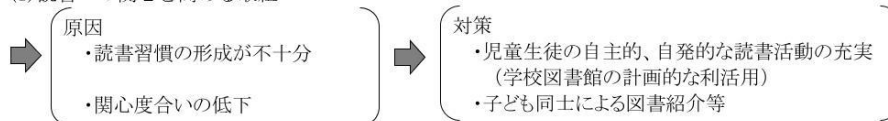
（文部科学省「子ども読書活動推進計画」策定状況調査）

(3) 取り巻く情勢の変化

- 学校図書館法の改正、学習指導要領の改正 等

3 第4次計画における重点的取組、及び数値目標

(1) 読書への関心を高める取組



(2) 市町村推進計画の策定又は見直しへの支援



(3) 数値目標

- 第4次計画においても、引き続き、不読率の減少を目指すとともに、全ての市町村における子ども読書活動推進計画の策定を目標とする。

不読率	H27(2015)	H35(2023)
小学校	5.9%	3.0%
中学校	17.2%	8.6%
高等学校	29.9%	15.0%

(岡山県 青少年の意識等に関する調査報告書)

市町村子ども読書活動推進計画策定状況	H29(2017)	H35(2023)
策定数/市町村	18/27	27/27

(文部科学省「子ども読書活動推進計画」策定状況調査)

4 子どもの読書活動の推進方策

推進体制

- 子どもの読書環境を充実させるため、県・市町村は、学校・図書館・民間団体・民間企業等、様々な機関と連携し、各種取組を充実・促進
- ・計画未策定及び見直しの市町村への支援
 - ・地域学校協働活動における読書活動の推進
 - ・県立図書館の子ども読書活動推進センター機能の充実

家庭

- 家庭での読書の習慣付けの重要性の理解促進
- 家庭での読書活動への支援
- ・子どもを中心に家庭で同じ本を読み、絆(きずな)の一層の深まりを目指す家読(うちどく)
 - ・読み聞かせ体験とともに乳幼児と保護者に絵本を手渡すブックスタート、セカンドブック

地域

- 図書館等の整備、移動図書館等の活用、児童室の設置
- 情報化の推進
- 特別な支援を必要とする子どものための諸条件の整備・充実
- 子どもや保護者を対象とした取組の企画、実施
- ・読み聞かせ会等の企画・実施
- 読書活動に関する情報提供
- ・インターネット等を活用した情報提供
- 学校図書館等との連携・協力
- ・中・高校生の読書活動の取組と発信
- ボランティア活動の促進
- 司書の適切な配置・研修の充実

学校等

【幼稚園・保育所等】

- 幼稚園教育要領・保育所保育指針等に基づき、体験を通してイメージや言葉を豊かにしながら絵本や物語に親しむ活動の充実と環境の整備

【小学校、中学校、高等学校】

- 学習指導要領を踏まえた読書活動の推進
- ・児童生徒の自主的、自発的な読書活動の充実(学校図書館の計画的な利活用)
- 読書習慣の形成、読書の機会の確保
- ・一斉の読書活動の充実、子どもによる図書紹介等
- 特別な支援を必要とする子どもの読書活動の促進
- 学校図書館資料の整備・充実
- ・学校図書館図書標準の達成
- 情報化の推進
- 司書教諭・学校司書等の人的配置促進

児童生徒の読書への関心を高める取組

- 友人同士で本を薦め合うなど、読書への関心を高める取組の紹介
- ペア読書、アニメシオン、読書コンシェルジュ等

民間団体の活動に対する支援

- 民間団体やボランティアの取組の周知
- 活動への助成(子どもゆめ基金)

普及啓発活動

- 「子供読書の日」(4月23日)
- 「文字・活字文化の日」(10月27日)
- 優れた取組の奨励

(4) 高梁市子ども読書活動推進基本計画策定委員会設置要綱

[平成 18 年 2 月 21 日 教育委員会告示第 4 号
改正 平成 22 年 6 月 30 日教委告示第 19 号]

(設置)

第 1 条 高梁市子ども読書活動推進基本計画を策定するため、高梁市子ども読書活動推進基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、高梁市子ども読書活動推進の基本計画を策定し、高梁市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に報告する。

(委員)

第 3 条 委員会は、委員 15 名以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 読書ボランティア団体の代表
- (3) 学校図書館司書及び学校司書教諭
- (4) 行政関係者
- (5) 前各号のほか教育委員会が特に必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、高梁市子ども読書活動推進基本計画策定にかかわる事務が終了するまでとする。ただし、公職にあることにより委嘱された委員は、その職を退いた時に委員の職を失うものとする。

(役員)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は会務を総理し、組織を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、議長になる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席により成立する。
- 3 会議において必要と認めた時は、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を求めることができる。

(委員の報酬等)

第 7 条 委員に対し支給する報酬等の額は、高梁市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 16 年高梁市条例第 35 号）の規定を準用する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会社会教育課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年6月30日教委告示第19号）

この告示は、平成22年7月1日から施行する。

(5) 高梁市子ども読書活動推進基本計画策定委員会委員名簿

[任期 令和2年6月1日～令和3年3月31日]

氏 名	役 職	備考
関 孝之	高梁市学校教育研修所図書館教育小学校部長	委員長
藤井 勇	高梁市図書館長	副委員長
小林 朝雄	高梁市学校教育研修所図書館教育中学校部長	
浅沼 園子	高梁市学校教育研修所就学前教育部長	
藤井 伊津子	吉備国際大学心理学部子ども発達教育学科講師	
常浦 美和子	おはなしたまてばこ代表	
多久 敦子	子育てボランティアうぐいす会長	
佐棟 美由紀	高梁市立高梁小学校図書館司書	
岡崎 千代美	高梁市立高梁中学校教諭	
山口 香	高梁市立宇治高等学校教諭	
森 和之	高梁市 PTA 連合会長	
難波 吉豊	高梁市健康福祉部こども未来課長補佐	
木口 真理子	高梁市健康福祉部健康づくり課まちの保健係長	

第4次高梁市子ども読書活動推進基本計画
～高梁わくわく読書プラン～

令和3年3月

発 行 高梁市教育委員会
問い合わせ 高梁市教育委員会社会教育課
〒716-8501 高梁市松原通2043
電 話 0866-21-1514
F A X 0866-21-1510